今月の焦点

新たなBIS規制見直し案と金融機関経営

要　　約

１月公表の新BIS規制案は、最低所要自己資本８％の現行水準維持、邦銀に懸念のあった銀行勘定の金利リスクへの資本賦課見送りなど差当たりの負担は回避されている。ただ、リスク計測の精緻化（信用リスク、オペレーショナル・リスク）や当局指示から金融機関の自己管理と市場規律重視のリスク管理に移行するため、金融機関が経営の自由度を増すうえで、一段の自己資本増強が求められよう。これと同時に、効率重視の「選択と集中」の経営を更に強めることとなろう。

2004年からの新規制実施を予定

BIS（国際決済銀行）の銀行監督委員会は、本年1月、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」（いわゆる新BIS規制）の第二次市中協議案を公表した。これは99年6月公表の第一次協議案（本誌99年10月号参照）への市中コメント等を踏まえて改定したもので、1988年の現行合意につき、その後の金融業務の高度化・複雑化に即応して見直すことに狙いがある。今次提案では、第一次案の大枠に沿って詳細が明らかにされ、今後のスケジュールと2004年からの適用が提案された（表1参照）。

この案では、①最低所要自己資本の分子の「自己資本」の内容や8％の水準は現行合意が維持されたこと、②市場リスク（トレーディング勘定の金利リスクなど）も現行合意を継続すること、③銀行勘定の金利リスクにも画一的な資本賦課は行わず（後述）、④民間の優良企業向け貸出はリスクウェートを引下げる形となっていること等肌め細かい配慮が払われており、差当たり資本積み増しなどの負担が加わるわけではない。

しかし金融機関のリスク管理の考え方が、自己管理重視の方式に変わり、経営に自己責任を求めるものとなる点で、長い目で見た経営全般への影響は少なくない。そこで以下、現行合意や第一次案と比較しながら概要を紹介する。

表1　「BIS規制」のこれまでの経緯

- 1988年7月　バーゼル自己資本合意（現行）案公表
- 1992年末（日本は93年3月期）現行合意の適用開始
- 1996年1月　市場リスクを自己資本合意の対象に含める改定
- 1997年末(日本は98年3月期）上記合意の適用開始
- 1999年6月　新しい合意の第一次市中協議案公表
- 2001年1月　同第二次市中協議案公表
- 　同　5月　第二次案へのコメント締切り（年内に最終案公表）
- 2004年　　新しいバーゼル合意の適用開始

資料　BIS銀行監督委員会「第二次市中協議案」から作成

三つの柱からなる新規制案

新たな見直し案の枠組は、第一次協議案同様、三つの柱から構成されており（表2参照）「相互に補完しあって金融システムの安定性と健全性に寄与するもの」とされている。この三つ柱は、金融機関のリスク管理に対するBISの基本的な考え方、①リスクの計測を精緻かつ感応度の高いものにする、②当局指示型から金融機関

表2　「BIS規制」見直しの3つの柱

- **第一の柱　最低所要自己資本**
  現行BIS規制に相当。分母のリスク計測手法を精緻化
- **第二の柱　監督上の検証**
  銀行に自らの経営の特色を踏まえた自己資本戦略策定を求め、当局がそれを検証
- **第三の柱　市場規律**
  銀行にリスクや資本構成の開示を求め、市場規律の実効性を高める

資料　BIS銀行監督委員会「第二次市中協議案」から作成

ごとの戦略の違いを反映した自己管理重視型にする、③当局監視よりも情報開示による市場規律を中心とする、にそれぞれ対応したものとなっている。

第1の柱は現行BIS規制に相当するが、現行合意（コラム参照）と比較して分母のリスク資産計測の精緻化を図るため、信用リスクの計測手法とオペレーショナル・リスクへの自己資本賦課を含めた点で変更が加えられた。

第2の柱では、4つの原則を設けて（注）金融機関自身の自己資本戦略の策定→当局によるリスク管理プロセス・自己資本充実度検証→検証プロセスでの「当局の裁量排除のための当局の情報開示義務付け」の方向を明示している。第2の柱で差当たり具体的検証の対象となるのは、銀行勘定の金利リスクの大きい銀行の扱い。

第3の柱である市場規律は、第1・第2の柱と表裏一体の形で、自己資本の構成、格付手法等に関する開示を充実させることにより市場規律の活用を狙ったものであり、開示項目について、細かいところまで勧告することとなっている。

（注）４つの原則として、以下の点が明示されている。
①銀行は自らの抱える全てのリスク・プロファイルと整合的な自己資本（適正自己資本）保有の評価プロセスを確保し、これを維持する戦略を持つ。②監督当局は、原則①の評価プロセス及び第1の柱で定める「最低所要自己資本」が守られているか否かを検証する。③監督当局は、銀行に「最低所要自己資本」を上回る「適正自己資本」の確保を期待する。④監督当局は、銀行の自己資本の水準が「最低所要自己資本」を下回らないように早期に監督上の措置を実施する（同措置には、モニタリング強化、配当・役員報酬の制限等を含む）。

ポイント１――信用リスク計測の精緻化

そこで信用リスクの計測手法をみると、標準的手法のほか「基礎的」と「先進的」な内部格付手法という三つの選択肢を示している。標準的手法の信用リスク評価は、第一次案とほぼ同様、国、銀行、事業者に分け、格付に応じてリスク・ウェートを精緻化している（表3）が、事業者向けローンについて、Ａクラスのリスク・ウェートを100％から50％に引下げ、リスク・ウェート150％の適用をＢクラス未満からＢクラスに引上げ、格付に応じたリスク・ウェートを急傾斜に改定している。また国の格付については、格付会社によるものだけでなく輸出信用機関（わが国では国際協力銀行）の格付利用が認められ、格付機関の適格性の基準が示された。

内部格付手法も、事業法人のほか国・銀行向け与信を対象とすることが明示され、基礎的手法（倒産確率〈PD〉による銀行推計）と先進的手法（倒産確率のほか倒産時の損失率〈LGD〉も含めた銀行推計）の選択肢を示した。内部格付手法を採用する銀行には、開示に関する厳格な基準の下で、自らの内部的な評価を利用して信用リスク評価を認めるもので、標準的手法に比べ所要資本の負担は軽減される。ただ邦銀の場合、大手行でも過去のデータ面の制約があり先進的手法の採用は難しく、基礎的手法を採用するとみられる。

このほか標準的手法と内部格付手法の両方について、不動産担保（注）や保証、クレジット・デリバティブ、ネッティング、証券化（債権流動化）の取扱いに関し、リスクをより正確に反映する手法が取入れられ、一定のリスク削減が認められるほか、内部格付手法について、幾つかの点で精緻化が図られている。

その一つは、保有株式に対するリスク・ウェート。保有株式を保有目的により政策投資保有株とキャピタルゲイン保有株に分け、政策投資株は信用リスクの内部格付手法を適用、キャピタルゲイン目的の場合は市場リスクの評価と同

様の手法（VAR手法等）を適用する。

その二が、リテール（個人・中小企業）融資について集中分散効果（ポート・フォリオの分散度合が大きい場合）を考慮して、所要自己資本を標準的融資より軽減する措置。

これらの見直しの結果、銀行の信用リスク評価には次のような影響が考えられる。

①事業者向けについては、総じて現行に比べてリスク・ウェートが低下し、資本賦課も軽減される。こうしたなかで、Aクラスの社債・ローンが手掛けやすくなる反面、Bクラス未満の信用供与はリスク・ウェートが高まり困難となる可能性がある。

②わが国で過半を占める格付のない中小企業向け融資については、これに影響が出ないよう標準方式の未格付けのリスク・ウェートが100％に据置かれたため現行と大きな変更はなく、内部格付方式での調整を考慮するとむしろ若干優遇される。

③標準方式の銀行向け債権につき、国の格付けを基準に邦銀のリスク・ウェートを定める［1］と個々の銀行のリスク・ウェートに従う［2］の二つの選択肢が示され、各国当局の裁量による選択とされた（表3の注2、3）。この結果、わが国は選択肢［1］を採用することなり個別行の格付けがAA未満に低下しない限りは邦銀向け債権（例えば地銀などの金融債保有）は現行と同じ（リスク・ウェート20％）となる。

（注）内部格付の場合、不動産担保は一定基準で100％カバーされる分についてリスク・ウェートを20％削減される。

ポイント２
――オペレーショナル・リスクの計量化

信用リスク、金利リスク以外のその他のリスクについては計量化が困難なことから、「内部プロセス・人・システムの機能不備または外的な事象から生ずる直接的・間接的損失に係るリスク」をオペレーショナル・リスクと定義し、このリスクに絞って自己資本を賦課することとしている。この背景には、①近年、英ベアリング銀行や大和銀行ＮＹ支店の事件にみられる不正取引に絡んだオペレーショナル・リスクが増大し、巨額化していること、②銀行ごとにオペ・リスクが多様化していること、③信用リスクの精緻化に伴って8％のなかに暗黙のうちに含まれている部分を明示的にすることが適当で

表3　標準的アプローチのリスク・ウェート

債権	現行		見直し後						
			AAA～AA－	A＋～A－	BBB＋～BBB－	BB＋～BB－	B＋～B－	B－未満	未格付
政府（注1）	OECD加盟国　0％ その他諸国　100％	→	0%	20%	50%	100%	100%	150%	100%
銀行	OECD加盟国　20％	選択肢［1］（注2）	20%	50%	100%	100%	100%	150%	100%
	その他諸国　100％	選択肢［2］（注3）	20%	50%（注4）	50%（注4）	100%（注4）	100%（注4）	150%	50%（注4）
事業法人	100%		20%	100→50%	100%	100%	100→150%		100%

資料　BIS銀行監督委員会「第二次協議案」から作成
（注）1. 政府・中央銀行の自国通貨建借入については、当局の裁量により、低いリスク・ウェイトを適用可。
2. 当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。
3. 個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。
4. 原契約期間の短い（例えば３カ月未満の）銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。
5. 格付けは米スタンダード・アンド・プアーズの表記を使用。

あること、等の事情がある。

オペレーショナル・リスクにの計量化手法として、三つの提案が示されている（表4）。

表4　オペレーショナル・リスクの計量化

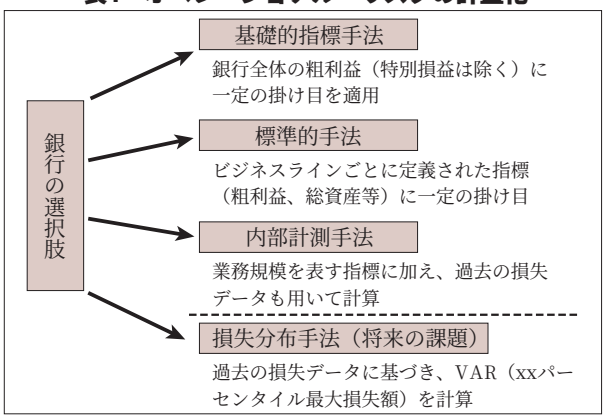

資料　BIS銀行監督委員会「第二次協議案」から作成

今次提案では、経験値などからの推計によりオペレーショナル・リスクに対して、少なくとも自己資本の20％相当を割当てることとしている。これは多くの銀行の同リスクに対する資本配分が15～25％であるとの推計に基づくものであるが、国際的な主要50行のリスク別の資本の割当を次のように推計している調査報告もある。

図　国際的主要行のリスク別の資本割当

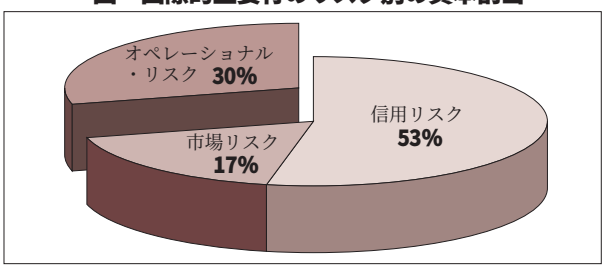

資料　Net Risk社 “ Operational Risk The Next Frontier Q4, 1999 ”

銀行勘定の金利リスクは別途に監視

第一次案で提案された「銀行勘定の金利リスク」への資本賦課は、日・欧の異論もあり見送られた。しかし、「こうしたリスクの重要性が低下したわけではない」との認識から、同リスクの大きいoutlier銀行（注）に対しては第2の柱の枠のなかで監督当局が特に注意を払う、つまり金利リスクに見合う自己資本を保有しているか否かを検証し、必要な場合には対応を求めることとされた。わが国の場合は、時価会計制度導入との関係で銀行勘定とトレーディング勘定とで資本勘定の扱いが違うことから、当局の検証の一環としてその当否も併せて行われる。また、銀行勘定の金利リスクは、第三の柱の開示要件とされており、格付などを通じて市場規律に晒される可能性があることも注意を要する点である。

（注）outlier銀行――銀行勘定の金利リスクについて注意を払う必要のあるoutlier銀行について、「標準化された金利ショック（イールドカーブの上下200ベーシス・ポイントのパラレルシフト）ないしこれと同等のショックに伴うリスクで、資本金（Tier1＋Tier2）の20％を超える価値低下が生じる場合」と定義された。

短期調達・長期運用を行っている邦銀には、程度の差はあれ同リスクへの対応が課題とみられる。

求められる一段の経営効率化

新BIS提案は、本年末までに最終案が示され3年後に実施に移されるが、短期的には「オペレーショナル・リスク導入後も自己資本の水準は変わらず、銀行勘定の金利リスクへの一律の資本賦課が見送られた」ため、資本積み増しの負担が大きくなるわけではない。またリテール（個人・ 中小企業向け融資）のリスク・ウェートが軽減され、銀行によっては自己資本に余裕の出る先もあろう。

ただ、欧米に比べ格付の低い邦銀の資金調達コストの相対的上昇や銀行勘定のoutlierへの監督強化などの影響は避けられない。

また当局のリスク管理手法がこれまでのよう

な監督当局の指示に依るのではなく、多様な選択肢のなかから銀行自らの選択を認めこれを当局と市場がチェックするという枠組に移行する結果、自己の資本戦略と情報開示が重要性を増してくる。つまり、経営戦略の違いに応じてリスクや所要の自己資本に違いが出てくる（高リスク資産保有への高資本割当て）結果、資本効率を重視した経営を求められる。このことは、各金融機関が経営姿勢を一段と鮮明にし、業務上の得意分野でより高いリスクを取る（資本を割当てる）戦略を取る可能性が大きい。こうした意味で、経営の「選択と集中」をさらに促すこととなろう。とくに国際的に活躍する本邦4大メガ・バンクは、海外との競争上こうした要請が強まろう。

上記BIS規制は、基本的には国際的に活動している金融機関（現在28行庫）を対象としたものであるが、世界の140～150国の金融監督にこの規制が用いられており、わが国の国内基準適用の中規模銀行や協同組織金融機関など地域金融機関も無縁ではない。というのは、今次BIS規制の見直しは分母の計算に係るものであるが、現行の国内基準算定の場合も分母の計算の仕方に、BIS基準をそのまま採用する形となっているからである（コラム参照）。

今次見直しを国内基準にどのように適用するかについて当局は「最終案を見極めつつ判断する」（金融庁）としているが、見直し案の考え方が引継がれる可能性は大きい。

金融市場も、より信用リスクを反映した金利形成へ

近年、不良債権の増加や統一検査マニュアル採用などを契機に金融機関は、融資態度を厳格化する一方、リスクを反映した利鞘を確保する動きを示している。

今次BIS規制案の考え方でも、上記のように格付に応じてリスク・ウェートが異なる扱いとなり、金融機関側が「信用リスクに見合ったマージンを求める」形の付利態度を鮮明にする可能性は大きい。

ただ個人向けや中小企業向け融資については、「多数の小口貸出からなりリスクが小さいという特性を考慮した扱い」を求める日本の提案が採用されており、直ちに貸し渋りが生ずることはないとみられる。

市中の債券相場への影響についても、当面全体としては中立と考えられる。しかし、自己資本充実に不安のある金融機関は、「リスクの大きい債券や株式について保有比率を低下させる」（みずほ証券）動きが広がり、債券市場でも格付を反映した相場（金利）形成が一段と鮮明になろう。　　（荒巻 浩明）

（コラム）わが国の現行自己資本比率規制の概要

国際統一基準

$$\frac{\text{Tier Ⅰ（資本の部）＋ Tier Ⅱ（劣後ローン、有価証券含み益等）}}{\text{国債保有額×0%＋銀行向け与信×20%＋企業向け与信×100%＋住宅ローン×50%}} \geqq 8\%$$

（注）更に市場リスク等に関する所要の調整が行われている。

国内基準

$$\frac{\text{Tier Ⅰ（資本の部）＋ Tier Ⅱ（劣後ローン等。有価証券含み益含まず）}}{\text{（国際基準と同じ分母）}} \geqq 4\%$$

（資料　金融庁）